

平成25年10月31日

船舶保安統括者 あて

国土交通省海事局船員政策課

日本籍船における船舶警報通報装置の通信テストに関する注意喚起

海上保安庁運用司令センターに対して実施する日本籍船における船舶警報通報装置の通信テストは、国土交通省又は登録船級協会による検査時のみ実施しているところです。

過日、日本籍船において、国土交通省又は登録船級協会による検査ではなく、会社独自による通信テストが実施されました。当該通信を受信した海上保安庁運用司令センターは、国土交通省又は登録船級協会による検査における通信テストではなかったため、船舶保安事案として認識し、不必要な初動対応を行うこととなり、混乱を来しました。

そのため、海上保安庁より、今後、同種事案が発生することのないよう船舶保安統括者に注意喚起する旨の要請がありました。

つきましては、日本籍船における海上保安庁運用司令センターへの船舶警報通報装置の通信テストは、国土交通省又は登録船級協会による検査時のみに実施するよう厳重に注意願います。